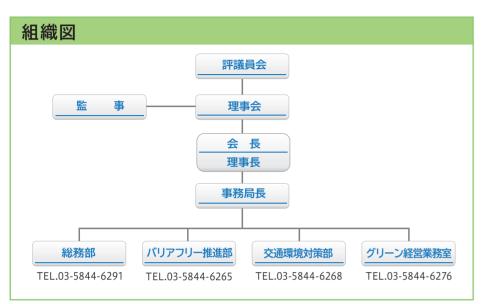
財団の沿革

1994年6月「財団法人交通アメニティー推進機構」として設立

1997年12月「財団法人交通エコロジー・モビリティ財団」と名称変更 (運輸部門における地球環境問題の解決を推進するための事業を追加)

2012年4月「公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団」へ移行







公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 国法国 東京都文京区後楽1-4-14 後楽森ビル10階 http://www.ecomo.or.jp

JR·都営地下鉄水道橋駅方面に直進。

<バリアフリールート>C2出口は地上までのエレベーターあり。

TEL.03-5844-6291 (代表) FAX.03-5844-6294 (共通)



○都営 三田線 A2出口→徒歩約6分

○東京メトロ 丸ノ内線 2番出口 → 徒歩約10分

都営大江戸線飯田橋駅方面に直進。

※東京ドーム敷地内を通り抜けます

<バリアフリールート>A2出口は地上までのエレベーターあり。

Supported by ②日本 THE NIPPON 以 FOUNDATION

このパンフレットはユニバーサルデザインフォント (UDフォント)を使用しています。



わたしたちはエネルギーを得るために、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料を燃やして二酸化炭素 (CO2)等を発生させ、大気中に放出してきました。

大気中の二酸化炭素等の気体は、太陽からの 光の大部分を透過させる一方で、地表面から放 出される赤外線を吸収して大気を暖める働きを しています。このように、あたかも温室のガラスの ように作用して地球を暖かくし、生命の生存に適 した気温をもたらしてきた気体を温室効果ガス と呼んでいます。

産業の発展等で人間生活が活発化するにつれて、大気中に排出される温室効果ガスが急激に増加して、温室効果が強くなってきており、気温もそれに伴って高くなってきています。

人間活動と地球温暖化の因果関係については、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) により2021年8月に公表された第6次評価報告書

の第1作業部会報告書(自然科学的根拠)においても「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と評価されました。

そして、2011~2020年の世界平均気温は、 工業化以前 (1850~1900年) の気温よりも約 1.09℃高く、海上よりも陸域の昇温の方が大き かったことが示されています。

化石燃料の世界的規模の消費拡大が進めば、 温室効果ガスの大気中濃度がさらに増加し、地 球温暖化が進み、大雨や猛暑日などの極端な気 象現象の頻度や強度が更に増加すると予測さ れています。

次世代の人々に安心した生活を営める地球を 受け継ぐため、私たちの世代が早急な対策を講 じることが必要となっています。私たちの使命 は運輸部門における地球温暖化防止に向けた 様々な取り組みを支援することです。





明日のエコでは 間に合わない! 地球温暖化防止 今できることから はじめよう!



11 2006年にバリアフリー法が制定されてから15年が経過し、公共交通機関でも施設などのバリアフリー化整備により移動の円滑化が図られてきました。この間の社会的な変化として、高齢社会の進展はもとより、障害者数の増加、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催(2021年開催)による「世界最高水準」を目指したユニバーサルデザインの施設整備などが挙げられます。しかし、このような整備ですべての人が円滑に利

しかし、このような整備ですべての人が円滑に利用できるわけではありません。多様な人たちがそれぞれのニーズをもって日常生活を送っており、移動時の課題も多様化しています。中には、外見上わかりにくい人でも公共交通機関を利用する際に大きな困難を抱えている人もいます。

滴

17

き

る

会を

目指

「バリアフリー」と聞くと車椅子用のスロープや手すりなどの設備を思い浮かべる方が多いのではないでしょうか。以前はこのような物理的な障害を取り除くことを指していましたが、現在では社会制度、

文化・情報面や人々の意識を含む、あらゆるバリアを取り除くことを指すようになりました。施設や車両の整備だけではなく、そこで働く人が適切な接遇を行うことが求められるなど総合的な移動円滑化の必要性が高まっています。これまで取り組んできたハード面のバリアフリー整備に加え、情報提供や人による支援などソフト面の対応で交通機関を利用した移動の円滑化を促進し、利用者のQOL(生活の質)の向上にも寄与することができます。

法制度の面でも、障害者権利条約の締結、それ に伴う障害者基本法等国内関係法の整備など、バ リアフリー化、ユニバーサル社会の実現を取り巻く 環境は大きく変化しています。

こうした社会の動きを機敏にとらえ、移動と交通 の円滑化のためのあらゆる課題解決に向けた検討 を行い、だれ一人取り残されることのない共生社会 の実現に向けて活動しています。





共生社会の実現を目指し、 障害のある方をはじめとして 多様な人がいることを前提にした 環境整備が必要です。

バリアフリー推進のための事業

交通サポートマネージャー研修の実施

鉄道・バス事業者を主な対象とし、高齢者・障害者等への接 遇介助水準の向上のための研修を実施しています。研修では 障害当事者が講師として参加し、単なるノウハウの習得では なく、対話を通じて、障害者とのコミュニケーションの取り 方、ニーズへの気づきの感覚を磨くことを重視しています。





旅客船等における施設整備助成の実施

海上交通におけるバリアフリー化を推進するため、日本財団の助成を受け、旅客船(改造・新造)並びに旅客船ターミナルの施設・設備の整備に対して助成を行っています。 さらに、日本財団の支援により「共生社会に向けた移動円滑化基金」を創設し、リフト付きバスの導入支援など、オリパラ後の当面のレガシーづくりに取り組んでいます。





「らくらくおでかけネット」の運営

鉄道駅ならびに空港・バス・旅客船ターミナルに関するバリアフリー施設や乗り換えのバリアフリー経路案内を提供するウェブサイト「らくらくおでかけネット」を運営しています。



コミュニケーション支援ボードの公開

主に公共交通機関において知的障害者、聴覚障害者、高齢者や日本語のわからない外国人等とのコミュニケーションを円滑に行うためのサポートツールとして作成しました。 紙版とデジタル版を作成し、配布・公開しています。





国土交通省等の検討会への参画

バリアフリー整備ガイドライン策定など国の検討会等への 参加、協力により移動の円滑化を推進しています。







小中学生等向け学習プログラムの実施

小学生や中学生等を対象として、交通バリアフリーを通じて、 誰もが暮らしやすい共生社会について学び、考えるための学 習プログラムを提供しています。冊子やウェブサイトを通して、 バリアフリーの知識を身につける座学と、障害の疑似体験な ど実際に身体を動かし学ぶ体験、理解を深めるワークショッ プなどを組み合わせて実施します。また、学校で実施するた めの支援も行っています。





標準案内用図記号(ピクトグラム)の公開

誰もが言葉を介さず表現内容を理解できる案内用図記号を160項目作成しています。このうち日本の統一規格として登録されている図記号もあります (JISZ8210)。広く周知させることを目的にデータを公開し、様々な場面で活用されています。

















交通バリアフリー研究・活動助成の実施

交通バリアフリーに関わる先進的な調査・研究や技術 の研究開発を行う若手研究者や活動を行う個人、団体 等に対して、研究・活動助成を行っています。研究・活動 成果は成果報告会やウェブサイトを通じて、広く公開し ています。

「お出かけサポートカード」の普及

Mobilit

認知症者等が使用できる「お出かけサポートカード」を 作成し、セミナーなどを通じて普及をはかっています。





障害者団体等のネットワーク構築、 バリアフリー推進アドバイザーとの協働

意見交換や各種調査研究等における連携を目的に障害 者団体とのネットワーク構築をはかるとともに、障害当 事者等によるバリアフリー推進アドバイザーを任命し、 協働事業などを実施しています。

セミナー等の開催

交通バリアフリーの推進、技術や法制度の最新動向、大学や関係学会等と連携した取り組み、事業成果の報告などに関するセミナーを多数開催しています。



運輸部門の環境問題を解決するための事業

Ecology

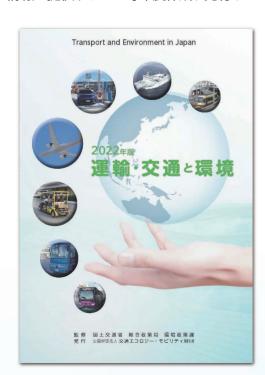
運輸事業における グリーン経営認証制度の実施

我が国の二酸化炭素排出量のうち運輸部門は約20%と 多くを占めており、事業者自らが環境改善への積極的な 取り組みが強く求められています。そこで事業者自らが容 易にかつ継続的に環境保全に向けた取り組みを推進す るため、「グリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)推 進マニュアル」に基づいて一定のレベル以上の取り組みを 行っているトラック・バス、タクシー、旅客船・内航海運・倉 庫・港湾運送の各事業者に対して当財団が認証機関とな り、審査の上認証・登録を行っております。



「運輸・交通と環境」の作成、発行

運輸・交通分野における環境問題とその対策について包括的な情報を提供するため毎年度作成、発行しています。



エコドライブの普及

エコドライブは、2005年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、「環境に配慮した自動車使用の促進施策」の1つとして位置付けられており、国民一人一人のレベルでも簡単に取り込むことができることから、地球温暖化防止の重要な対策として期待されています。当財団では、エコドライブを普及推進するため、また優れたエコドライブ活動を表彰する「エコドライブ活動コンクール」を開催しています。エコドライブ講習を実施する団体を認定し、当該講習を修了した受講者に対し修了証を授与しています。



エコプロ展への出展

国内最大の環境イベントである「エコプロ展」に出展し、 運輸部門における環境対策や当財団の活動を紹介して います。



環境的に持続可能な交通 (EST) の普及

環境的に持続可能な交通(EST)とは、長期的視野に立ち、交通・環境政策を策定・実施する取組みであり、「環境・経済・社会」の各側面に配慮した交通環境対策を継続的に行うことが重要となっています。この「環境的に持続可能な交通(EST)」を地方自治体や交通事業者等へ浸透させるため、EST交通環境大賞による表彰や、シンポジウム、セミナー研修会等を通じて普及活動に取り組んでいます。



グリーンスローモビリティの普及

時速20km未満で、公道を走る事ができる電動車を活用したグリーンスローモビリティは、公共交通が脆弱な地域における生活の足や観光地等での移動手段として、歩行者や車とも共存できる環境負荷の少ない新たな移動サービスです。この普及を図るため、社会実験のための車両貸与や研修会の開催等、導入検討地域への支援活動を実施しています。



モビリティ・マネジメント教育の普及

モビリティ・マネジメント教育教育とは一人ひとりもしくは 社会全体の交通を改善していくために自発的な行動をとれ るような力を育むことを目指した教育を指します。こうした 教育を通じて、子供たちの意識、行動だけでなく、保護者 の意識変容や地域への波及などが期待され小中高等学校 で実施する教育への支援を行っています。



工口通勤優良事業所認定制度

本制度は、エコ通勤を積極的に推進している事業所を優良事業所として認証・登録し、その取組み事例を広く紹介することでエコ通勤の普及推進を図るものです。交通事業者団体や経済団体、関係行政機関等からなる「公共交通利用推進等マネジメント協議会」が認証機関となり、国土交通省と当財団が共同で認証制度の事務局を運営しています。

